

伊豆の国市告示第151号

伊豆の国市公共施設再配置計画策定検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年12月1日

伊豆の国市長 小野登志子

伊豆の国市公共施設再配置計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊豆の国市公共施設等総合管理計画に基づき、市の公共施設の再配置を効果的かつ効率的に推進するための伊豆の国市公共施設再配置計画の策定に関し必要事項を検討するため、伊豆の国市公共施設再配置計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 伊豆の国市公共施設再配置計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共施設再配置に関し、必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の検討事項が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会は、原則として公開するものとする。

2 委員長は、会議内容が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第8号）第7条の不開示情報に該当するとき。

(2) その他会議を公開することにより、公正又は円滑な会議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。

3 委員長は、会議の開催時又は会議の進捗途中において、前項各号に掲げる事項に該当する恐れが生じたとき、又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

4 委員長は、前2項の規定により非公開とする場合には、傍聴者に対し理由を説明するものとする。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を漏らしてはならない。任期が終了した後も同様とする。

(報償)

第9条 委員が職務を遂行したときは、報償を支払う。

2 前項の報償の額は、予算の範囲内で別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の運営及び庶務は、市長戦略部公共施設整備推進課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示は、第4条に規定する委員の任期が終了した日限り、その効力を失う。